

別表 2

(国税徴収法の差押禁止財産の規定)

① 第 75 条第 1 項柱書 次に掲げる財産は、差し押えることができない。

同項第 1 号 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

同項第 2 号 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料

同項第 3 号 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

同項第 4 号 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

同項第 5 号 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前 2 号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）

同項第 6 号 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

同項第 7 号 仏像、位牌^{はい}その他礼拝又は祭祀^しに直接供するため欠くことができない物

同項第 8 号 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類

同項第 9 号 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票

同項第 10 号 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具

同項第 11 号 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの

同項第 12 号 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

同項第 13 号 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

同条第 2 項 前項第 1 号（畳及び建具に係る部分に限る。）及び第 13 号の規定は、

これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

- ② 第76条第1項柱書 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

同項第1号 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

同項第2号 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

同項第3号 健康保険法（大正11年法律第70号）第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

同項第4号 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

同項第5号 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

同条第2項 給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えるこ

とができない。

同条第3項 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

同条第4項柱書 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

同項第1号 所得税法第199条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第212条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

同項第2号 第1項第2号及び第3号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

同項第3号 第1項第4号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

同項第4号 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

同条第5項 第1項、第2項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

- ③ 第77条第1項 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第38条第1項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第35条第1項（老齢給付金の支給方法）（同法第73条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第38条第2項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第42条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第35条第2項（同法第73条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみな

して、前条の規定を適用する。

同条第2項柱書 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

同項第1号 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

同項第2号 船員保険法（昭和14年法律第73号）

同項第3号 国民年金法（昭和34年法律第141号）

同項第4号 恩給法（大正12年法律第48号）（他の法律において準用する場合を含む。）

同項第5号 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

同項第6号 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

同項第7号 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

- ④ 第78条柱書 次に掲げる財産（第75条第1項第3号から第5号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

同条第1号 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

同条第2号 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

同条第3号 職業又は事業（前2号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産